

令和3年8月12日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
地域保健担当理事 長谷川太郎

外国人の技能実習の適正な実施及び保護に関する法律施行規則の一部を改正する政令の施行に伴う介護職種における入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う介護職種における入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

外国人の技能実習制度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、入国後の第1号技能実習生に対して監理団体等が行う講習（以下「入国後講習」という）に係る特例措置を講ずる「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が制定され、令和3年3月17日付通知（介223）にてご通知申し上げております。

この度、今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、特例措置の取扱いについて、下記の通りご通知致しますので、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

<改正省令の内容>

入国後講習の所定時間数を第1号技能実習予定時間全体の6分の1以上から12分の1以上に短縮できることとしている入国前講習の要件のうち「過去6月以内」について、外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合には、「令和元年8月1日以降」とし、同日以降に技能実習生が受講する講習を入国前講習として認める特例措置を、「令和3年7月31日までの間」に申請がなされた技能実習計画の認定について「令和4年7月31日までの間」とし、適用の期限を1年間延長する。

<特例措置の期限の延長等について>

改正省令の施行により、局長通知第2の1中「令和3年7月31日までの間」としていたところ、「令和4年7月31日までの間」とし、1年間延長される。局長通知第3の「特例措置が適用される場合の入国後講習の時間数の取扱いについて」の取扱いは、局長通知第2の2が適用される場合には、引き続き継続する。